

別記第三十一号の様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
N A M E

AHMAD MABRURI

国籍・地域
NATIONALITY AREA

インドネシア

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・本邦の公私の機関
氏名又は名称 株式会社フクマツ
所在地 熊本県葦北郡芦北町大字田浦町5-3-9番地
↓
・特定産業分野 建設分野
- ・従事する業務区分
土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）
とする。



日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT